

ハウスマンテナー制度規程

I 総 則

- 1 (目的)
本規程は、NPO 法人日本健康住宅協会が主幹する健康住宅アドバイザー、健康住宅スペシャリスト、健康住宅ディレクターの資格及びそれらの資格の関連制度をハウスマンテナー制度と位置付け、その資格者に関し必要な規定を定める。
- 2 (定義)
ハウスマンテナー制度におけるハウスマンテナーとは健康住宅アドバイザー、健康住宅スペシャリスト、健康住宅ディレクターの資格登録をし、それぞれの資格の特性を活かした活動を遂行する者を指す。
- 3 (義務)
 - 3.1 ハウスマンテナーは NPO 法人日本健康住宅協会が発行する健康住宅アドバイザー資格証、健康住宅スペシャリスト登録証、健康住宅ディレクター登録証を携帯し、活動時には提示しなければならない。
 - 3.2 ハウスマンテナーは資格登録申請書記載の情報に変更が生じた場合はすみやかに申出るものとする。

II 資 格

- 4 (健康住宅アドバイザー)
 - 4.1 (資格の役割)
健全な住環境や住生活のアドバイスを行うこと。
 - 4.2 (資格の取得)
健康住宅アドバイザー資格を取得するためには、NPO 法人日本健康住宅協会が開催する資格試験に合格し、所定の登録・交付手続きを行わなければならない。
 - 4.3 (資格の登録)
資格試験合格者は、登録料 7,000 円・資格証交付料 3,000 円の計 10,000 円を NPO 法人日本健康住宅協会に納付し、登録申請書に虚偽・隠匿なく必要事項を記入し NPO 法人日本健康住宅協会へ提出すると、健康住宅アドバイザーの永久有効登録が行われ、資格証が交付される。
 - 4.4 (交付料・期限)
前項の資格証交付期間は交付日より 3 年後の年末とし、以後の交付申請は 3 年毎とし、交付料は 3,000 円とする。
 - 4.5 (免除制度)
資格者が 60 歳超となった場合や障害等級認定の場合も本人申出により交付申請は不要となる。また自然災害による被災やリストラなどで職を失い収入が閉ざされた場合もその証明書を以て交付申請が滞った期間を免除し交付申請が出来るものとする。
 - 4.6 (禁止事項)
健康住宅アドバイザー資格証のみを用いての以下の行為は、一切禁止とする。
 - a. 契約行為や法律行為の当事者または立合い行為
 - b. 施工や工事の監督・指導もしくは業者紹介
 - c. 資格の貸与や名義貸し
- 5 (健康住宅スペシャリスト)
 - 5.1 (資格の役割)
健康住宅認証制度に於ける測定や診断を行うこと。
 - 5.2 (資格の取得)
健康住宅スペシャリスト資格を取得するには、健康住宅アドバイザー資格証を交付されており、NPO 法人日本健康住宅協会が開催する分野毎の研修を受講し、提出された課題にて作成する報告書などが基準以上でなければ認定されないものとする。
 - 5.3 (資格の登録)
5.1 に該当する者は、登録申請書に虚偽・隠匿なく必要事項を記入し NPO 法人日本健康住宅協会へ提出すると、健康住宅スペシャリストとして登録され、登録証が交付される。ただし、健康住宅アドバイザー資格証は返納するものとする。
 - 5.4 (交付料・期限)
登録証の交付料は無料で有効期間は健康住宅アドバイザー資格証の有効期限に準じる。
 - 5.5 (報告義務)
健康住宅スペシャリスト資格を利用した測定・診断活動は都度、協会本部へ事前に届出しなければならない。

6 (健康住宅ディレクター)

6.1 (資格の役割)

健康住宅アドバイザー資格取得研修講師を行うこと。

6.2 (資格の取得)

健康住宅ディレクター資格を取得するには、健康住宅アドバイザー資格証を交付されており、NPO 法人日本健康住宅協会が開催する科目毎の研修を受講し、研修内での各課題が基準以上でなければ認定されないものとする。

6.3 (資格の登録)

6.1 に該当する者は、登録申請書に虚偽・隠匿なく必要事項を記入し NPO 法人日本健康住宅協会へ提出すると、健康住宅ディレクターとして登録され、登録証が交付される。ただし、健康住宅アドバイザー資格証は返納するものとする。

6.4 (交付料・期限)

登録証の交付料は無料で有効期間は健康住宅アドバイザー資格証の有効期限に準じる。

6.5 (更新講習)

基本的な交付の有効期間は健康住宅アドバイザー資格証の有効期限に準じるが、受験用テキスト「健康住宅が分かる本」の内容が改訂になった場合はテキスト改訂の為に更新講習を受講して更新手続きが必要となる。

6.6 (報告義務)

健康住宅ディレクター資格を利用した研修・講師活動は都度、協会本部へ事前に届出しなければならない。



7 (資格の失効)

次の各号該当する場合はその資格を即刻取消すものとする。

- 7.1 偽りその他不正な手段により資格を取得したことが判明した場合
- 7.2 ハウスマンナー制度の資格を利用した違反行為や不誠実な行為が発覚した場合。
- 7.3 あらゆる法律の違反行為による罰金刑以上の刑が確定した場合。
- 7.4 NPO 法人日本健康住宅協会の活動に著しい悪影響を与えた場合。

8 (資格証または登録証の再交付)

ハウスマンナーは、資格証または登録証を著しく汚損または紛失した場合は、ただちに再交付申請書に別に定める再交付手数料 3,000 円を添えて、NPO 法人日本健康住宅協会に提出しなければならない。

以上

(付則)

1. この規程を実施するために必要な事項については別途定める。